2023 年 8 月 8 日

輸送の安全の確保に関する命令に基づく改善措置報告書の提出について

名鉄海上観光船株式会社

取締役社長 渡邉　勝吉

記

みだしについて、2023 年 6 月 27 日付で中部運輸局から発令された「輸送の安全の確保に関する命令」（中運安労第 13 号）に基づき、7 月 27 日付で改善措置に関する報告書を提出いたしましたのでご報告申し上げます。

なお、輸送の安全の確保に関する命令及び当該命令に基づき講じた改善措置の内容については、別添の通りとなります。

改めまして、ご利用のお客さま、国土交通省関係部局並びに関係者の皆さまにはご迷惑とご心配をお掛けすることとなり、深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、今回の安全確保命令を真摯に受け止め、再びこのような事故を発生させることのないよう措置を講じるとともに、引続きより一層の安全運航に努めてまいります。

＊本件に関するお問合わせ先
名鉄海上観光船株式会社　総務部
0569-63-1901

別添

「輸送の安全の確保に関する命令」及び改善措置について

みだしにつきまして、輸送の安全の確保に関する命令及び当社が講じた改善措置について、下記の通りご報告申し上げます。

記

1. 輸送の安全の確保に関する命令について

2023 年 6 月 27 日付で、発令された輸送の安全の確保に関する命令の内容は以下の通りです。

① 経営トップは、事案の再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第４条に基づき、輸送の安全を確保するため、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を徹底すること等について、主体的に関与し、安全マネジメント体制を適切に運営すること。

② 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第１７条及び第１８条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事案の再発防止のため、安全管理規程第５２条に基づき、関係法令及び安全管理規程について、理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図ること。

③ 安全統括管理者は、安全管理規程第１７条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

④ 運航管理者は、安全管理規程第１８条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。また、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。

⑤ 船長は、安全管理規程第２４条に基づき、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとること。また、船長は、運航中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するとともに、船長及び運航管理者は、運航中止に係る協議において、両者の意見が異なるときは、運航を中止すること。

⑥ 運航管理者は、安全管理規程第２５条に基づき、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長に対して、運航中止を指示すること。また、運航管理者は、いかなる場合においても、船長に対して、発航等を促さないこと。

⑦ 経営トップ又は安全統括管理者は、安全管理規程第２６条に基づき、運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合は、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促すこと。

⑧ 運航管理者及び船長は、安全管理規程第２８条に基づき、運航中止基準に係る情報、運航の可否判断の協議の結果等を適切に記録すること。

⑨ 運航管理者は、安全管理規程第２９条に基づき、気象・海象に関する情報を把握し、必要に応じ、船長に連絡すること。

⑩ 船長は、安全管理規程第３０条に基づき、把握した気象・海象に関する情報を、必要に応じ、運航管理者に連絡すること。

⑪ 船長は、安全管理規程第３７条に基づき、作業基準に従い、乗組員に旅客室等を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させること。

2. 講じた改善措置について

改善措置を以下の通り講じました。

① 本件は、3 月 6 日に開催した事故等調査委員会で、運航中止すべき時に適切に中止できなかったことが発生原因であると確認し、①運航管理関係者等(安全統括管理者、運航管理者、副運航管理者、運航管理補助者)と船長は、気象関連の情報収集を強化し、相互連携により運航可否判断を確実に行い、運航可否判断記録簿に記録すること。②運航可否判断の適正性をより確かなものとするため、新たに風速計(10 分間平均表示)を日間賀島(西港・東港)に新設するとともに、既設港も同風速計を増設する。③船舶前方ガラスについては撤去し、閉鎖する改修工事を実施する。等 3 点の再発防止策を講じ、本件以降取組んでまいりました。

また、輸送の安全の確保に関する命令の発出を受け、6 月 30 日開催の営業安全対策会議にて経営トップである社長より役員、安全統括管理者、運航管理関係者及び船員に対して、本件の発生原因を再認識させ、再発防止策を愚直に遵守するよう指示いたしました。

② 安全統括管理者は、6 月 30 日開催の営業安全対策会議にて、3 月 6 日に開催した事故等調査委員会で定められた再発防止策により、安全管理規程第 24 条から 28 条に定められている運航可否判断を適切に実施し、新たに内容を見直した運航可否判断記録簿に記録すること、安全管理規程 29 条に定められている運航に必要な気象・海象に関する情報を船長に連絡することを運航管理関係者等(運航管理者、副運航管理者、運航管理補助者)に指導教育いたしました。

また、安全統括管理者及び運航管理者は、7 月 3 日から船長・機関長全員を対象にした「安全セミナー」を開催し、3 月 6 日に開催した事故等調査委員会で定められた再発防止策により、安全管理規程第 24 条から 28 条に定められている運航可否判断を適切に

実施し、航海日誌に記録すること、安全管理規程 30 条に定められている運航に必要な情報の収集・伝達があった場合には運航管理者に連絡すること、安全管理規程 37 条に定められている船内巡視を実施した際には、新たに内容を見直した巡視記録簿に記録することをそれぞれ指導教育いたしました。

③ 安全統括管理者は、2 月 21 日に本件発生後、2 月 26 日、3 月 13 日、3 月 20 日、3 月 27 日、4 月 12 日、4 月 20 日、5 月 31 日、6 月 26 日、6 月 28 日、6 月 30 日、7 月 3 日、7 月 12 日、7 月 15 日付で、本事故の重大性ならびに対策内容を社内報にて共有、3 月 6 日に事故等調査委員会を開催し事故原因の特定、再発防止策を講じ、併せて 6 月 30 日開催の「営業安全対策会議」と 7 月 3 日から船長・機関長全員を対象にした「安全セミナー」にて安全最優先の原則と安全管理規程の遵守を指導教育いたしました。

④ 運航管理者は、本件後の事故等調査委員会・安全マネジメント会議で確認された再発防止対策「運航管理関係者等(安全統括管理者、運航管理者、副運航管理者、運航管理補助者)と船長は、気象関連の情報収集を強化し、相互連携により運航可否判断を確実に行うこと。」を実施しております。

また、安全統括管理者は、運航管理者に対し、自身の職務と権限を理解させ、3 月 6 日に開催した事故等調査委員会で定められた再発防止策により、安全管理規程第 24 条から 28 条に定められている運航可否判断と、安全管理規程 29 条に定められている運航に必要な気象・海象に関する情報を船長に連絡するよう指導教育いたしました。

⑤ 船長は、7 月 3 日から「安全セミナー」を受講し、3 月 6 日に開催した事故等調査委員会で定められた再発防止策である「運航管理関係者等(安全統括管理者、運航管理者、副運航管理者、運航管理補助者)と気象関連の情報収集を強化、相互連携により運航可否判断を確実に行い、発航してはいけない時には発航させない。」という意識を徹底いたしました。

⑥ 運航管理関係者等(運航管理者、副運航管理者、運航管理補助者)は、船長と気象関連の情報収集を強化、相互連携により運航可否判断を確実に行い、発航してはいけない時には発航させないという意識を徹底いたしました。

⑦ 経営トップ及び安全統括管理者は、運航可否判断を現場任せにせず、入手した情報をタイムリーに提供する等、「風通しの良い職場風土つくり」に取組んでまいります。

⑧ 運航管理者は、運航可否判断の協議を実施した際、運航可否判断記録簿に、船長は、航海日誌にその打合せ内容を適切に記録いたします。

⑨ 運航管理関係者等(運航管理者、副運航管理者、運航管理補助者)は、新たに設けられた運航日誌(営業所用)を活用し、当日の気象状況や運航概況等を記録し、運航可否判断に要する情報等を入手した場合には、速やかに船長へ無線通報し情報共有いたします。

⑩ 船長は、現在も運航中に知り得た情報は、随時運航管理者へ無線にて通報していますが、運航可否判断に要する情報等を入手した場合には、速やかに協議いたします。

⑪ 過去に当社が発生させた事故の再発防止策として、船長・機関長は始発港では、出港前に客室点検を実施することが定められております。今回、船舶毎に作業基準を新たに見直し、JG 船では機関長が直接船内を巡視し、JCI 船では船長が船内モニターを活用する等、発航毎に実施いたします。また、巡視後は新たに見直した巡視記録簿に記録するようにいたします。

以上